

岩手県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域 水沢都市計画区域、江刺都市計画区域及び前沢都市計画区域
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所
- 2（1） 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域
 - ア 奥州市水沢区佐倉河字向川原から真城字中林下まで（別紙図面のとおりに。）
 - イ 奥州市水沢区字斎ノ神から胆沢区字小山字森まで（別紙図面のとおりに。）
 - ウ 奥州市水沢区字横町から字多賀まで（別紙図面のとおりに。）
 - エ 奥州市水沢区東大通り二丁目から佐倉河字十文字まで（別紙図面のとおりに。）
 - オ 奥州市水沢区東大通り二丁目から真城字上林下まで（別紙図面のとおりに。）
 - カ 奥州市水沢区中町から字内匠田まで（別紙図面のとおりに。）
 - キ 奥州市水沢区東大通り一丁目から東大通り三丁目まで（別紙図面のとおりに。）
 - ク 奥州市水沢区字斎ノ神から佐倉河字今泉まで（別紙図面のとおりに。）
 - ケ 奥州市水沢区東大通り一丁目から姉体町字八幡まで（別紙図面のとおりに。）
 - コ 奥州市水沢区羽田町字上川端から羽田町字沼尻まで（別紙図面のとおりに。）
 - サ 奥州市水沢区佐倉河字根岸から佐倉河字西鍛冶屋まで（別紙図面のとおりに。）
 - シ 奥州市水沢区佐倉河字惣前町から佐倉河字扇田まで（別紙図面のとおりに。）
 - ス 奥州市水沢区真城字幅下から字西光田まで（別紙図面のとおりに。）
 - セ 奥州市水沢区字南町から真城字明神堂まで（別紙図面のとおりに。）
 - ソ 奥州市前沢区字田島から字河ノ畑まで（別紙図面のとおりに。）
 - タ 奥州市水沢区字新小路から江刺区岩谷堂字下苗代沢まで（別紙図面のとおりに。）
 - チ 奥州市江刺区愛宕字橋本から岩谷堂字根岸まで（別紙図面のとおりに。）
 - ツ 奥州市江刺区本町から愛宕字東下川原まで（別紙図面のとおりに。）
 - テ 奥州市前沢区古城字馬口沢から古城字照井館まで（別紙図面のとおりに。）
 - ト 奥州市前沢区字南塔ヶ崎から古城字丑沢まで（別紙図面のとおりに。）
 - ナ 奥州市前沢区字五十人町から字本杉まで（別紙図面のとおりに。）
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所
- 3（1） 都市計画の種類 都市計画施設（公園）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域
 - ア 奥州市水沢区中上野町（別紙図面のとおりに。）
 - イ 奥州市江刺区重染寺、南町、前田町並びに岩谷堂字向山、字小名丸及び字目割沢（別紙図面のとおりに。）
 - ウ 奥州市江刺区岩谷堂字松長根（別紙図面のとおりに。）
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所
- 4（1） 都市計画の種類 都市計画施設（墓園）

(2) 都市計画を変更した土地の区域 奥州市水沢区字見分森 (別紙図面のとおり。)

(3) 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所

5 (1) 都市計画の種類 都市計画施設 (産業廃棄物処理施設)

(2) 都市計画を変更した土地の区域 奥州市江刺区岩谷堂字北田及び大沢田 (別紙図面のとおり。)

(3) 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。